

# たなか事務所だより

2014年  
9月号

## 訴状が届いたら

突然、裁判所の封筒が郵便で届き、中を確認すると訴状と一緒に多くの書類が入っていたらどうしますか？

裁判所から訴状が届く場合、訴状と一緒に「口頭弁論期日の案内」「答弁書ひな形」「証拠書類」などが入っています。

まずは、**落ち着いて「口頭弁論期日の案内」をよく読む**必要があります。

そして、**弁護士や司法書士に相談することをお勧めします。**

訴状が届いたのに何もしないと、裁判所で相手の主張が認められてしまいます。つまり、敗訴してしまいます。

口頭弁論期日に行けない場合でも「代理人をつける」「答弁書を提出しておく」「裁判所の場所を変えてもらいたいと主張する（移送申立）」「口頭弁論前に相手と話し合ってみる（裁判外和解交渉）」など様々な選択肢があります。

当事務所は、急な相談にも応じています。相談は無料ですので、お気軽にご連絡ください。



(司法書士 小司隆信)

## おひとりさま

### 『認知症になったら』 気付いてくれる人がいるか心配

60歳代でも、認知症や病気・死亡のときに頼れる人がいなくて心配、という相談をされる方があります。

隣近所や子ども・親せきと普段から会話するようにしましょう。

特に戸建住宅に住んで新聞なども配達してもらっていない人は気付かれるのが遅くなりがちです。

### 子どもがいない（遠方にいる） 兄弟姉妹が高齢・認知症 甥姪に頼みにくい

入院や施設入所手続、遺体引取り・葬儀・納骨・永代供養、財産の行先…おひとりさまに悩みはつきません。

相談は無料です。

お気軽に当事務所へご連絡下さい。



(行政書士 & ファイナンシャル  
プランナー山崎真一郎)

## 司法書士法人たなか事務所

【瑞浪事務所】 〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

【多治見事務所】 〒507-0038 岐阜県多治見市白山町三丁目13番地の1

TEL 0572-26-7711 FAX 0572-26-8545

